

令和5年11月（第6回）経営協議会（持ち回り）議事要旨

日時 令和5年11月13日（月）～11月22日（水）

出席者 15 / 15

○ 議 事

1 審議事項

(1) 令和5年人事院勧告への対応について

持ち回り審議の結果、資料1のとおり対応することについて、原案のとおり承認された。なお、特に意見はなかった。

(2) 諸規則の改正について

- ①国立大学法人岡山大学職員給与規則
- ②国立大学法人岡山大学役員給与規則
- ③国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則
- ④国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則
- ⑤国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則
- ⑥国立大学法人岡山大学契約職員就業規則

持ち回り審議の結果、資料2のとおり改正することについて、原案のとおり承認された。なお、特に意見はなかった。

(3) 令和5年12月期末特別手当に係る業績勘案率について

持ち回り審議の結果、資料3の業績勘案率について、回答者の過半数の可決により原案のとおり承認された。なお、委員から学長の業績勘案率を定める仕組みについて意見があった。

委員からの意見

学長・理事・監事は役員とはいえ、法的にも職責・位置づけは異なっており、学長・理事・監事それぞれ別個に信任か否かを考えるべきだと考えます。

岡山大学における業績勘案率を定める仕組みも異なっており、学長・監事については、経営協議会の学外委員が行う目標の達成状況に関する評価・業務の執行状況に関する評価に基づき、業績勘案率が決定されます。一方、理事については、学長が行う評価により、決定されます。今回、提案された学長の業績勘案率は、理事時代の平成4年度について前学長が行った評価に基づくものであり、学長の業績勘案率を決定する経営協議会学外委員の評価プロセスを経ておりません。

以 上